



## めじろコーポこやうら 入居者募集!

住宅に関すること(役場産業建設課) ☎820-1512  
子育て支援センターに関すること(役場民生課) ☎820-1505

## 【住宅種別】町有住宅(一般世帯向け定期借家)

※子育て世帯向け住戸とは異なります

(3月24日現在)

項目	1号棟
戸数・間取り等	1戸(405号室) 3DK/約53㎡
住宅使用料	45,800円(共益費800円別)
構造等	鉄筋コンクリート造5階建 昭和60年度建設

## 【住宅種別】町有住宅(子育て世帯向け定期借家)

(3月24日現在)

項目	1号棟	2号棟	3号棟
戸数・間取り等	7戸 2LDK/約53㎡ ※1階1戸は身障者等優先	8戸 3DK/約53㎡	9戸 3DK/約53㎡
住宅使用料	1~2階35,000円/3階34,000円/4階33,000円/5階32,000円 (共益費800円別)		
構造等	鉄筋コンクリート造5階建 昭和60年度建設(平成29年度改修)		
その他	※2年経過時に、最年少の同居者が18歳になる年度末まで再契約できます。 ※町有住宅には、子育て仲間との出会いが生まれる場として子育て支援センター(小屋浦パオちゃんルーム)を設置しています。		

## 共通項目

駐車場使用料	2,000円 ※1世帯1台に限る
申込期間	随時募集中
申込方法	坂町営住宅入居申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申し込んでください。
受付場所	役場3階 産業建設課(平日 8時30分~17時30分)
選考方法の概略	入居申込者の入居資格審査により決定します。
入居可能時期	別途通知します。

## 入居資格

- 【一般世帯】同居親族(婚約者を含む)があること。  
【子育て世帯】同居親族に中学校就学中までの児童があること。  
(妊娠中を含む)
- 納付すべき税等を滞納していないこと。
- 坂町営住宅及び坂町特定公共賃貸住宅からの転居者でないこと。
- 入居申込者及び同居者が暴力団員でないこと。

## ① 令和5年度水質検査計画の公表及びご意見募集

広島市水道局では、令和5年度水質検査計画(水質検査項目、検査回数などを記したものを)を公表し、水質検査計画へのご意見を募集します。計画内容は、広島市水道局ホームページで閲覧できます。また、坂町役場、広島市水道局安芸営業所の窓口でも印刷物を配布します。

ご意見は、郵送、FAX、広島市水道局ホームページから随時、受け付けています。

問合せ 広島市水道局水質管理課 〒739-1732 広島市安佐北区落合南六丁目1-1  
☎843-4421 FAX 843-6141

## 坂町公営住宅 入居者募集!

役場産業建設課 ☎820-1512

## 【住宅種別】一般公営住宅

(3月24日現在)

項目	北新地二丁目住宅1号棟	小屋浦一丁目住宅
構造等	鉄骨造3階建 令和元年度建設	鉄骨造3階建 令和元年度建設
戸数・間取り等	1戸(103号室) 2DK/約50㎡ ※車いす専用	1戸(107号室) 2DK/約52㎡ ※車いす専用
住宅使用料(収入階層による)	22,100円~32,900円	19,700円~29,300円
駐車場使用料	3,000円 ※1世帯1台に限る	2,000円 ※1世帯1台に限る
申込期間	4月5日(水)~4月13日(木) ※平日のみ	随時募集中 ※先着順
申込方法	坂町営住宅入居申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申し込んでください。	
受付場所	役場3階 産業建設課(平日 8時30分~17時30分)	
選考方法の概略	入居申込者が募集戸数を超える場合には、公開抽選により決定します。 ※公開抽選の日時は、申込完了後に通知します。	入居申込者の入居資格審査により決定します。
入居可能時期	5月中旬ごろ~6月末まで	別途通知します。
入居資格	1.同居親族があること。(婚約者を含む) 2.入居者もしくは同居者が坂町出身者(その親または祖父母のいずれかが坂町出身者である場合を含む)または町内に一定期間住所もしくは勤務地を有する者。(※住所の一定期間は1年以上、勤務地の一定期間は2年以上) 3.納付すべき税等を滞納していないこと。 4.収入が基準以内であること。(入居者全員の政令月収が158,000円以内) 5.入居申込者及び同居者が暴力団員ではないこと。	

## ① 令和5年度 慰霊巡拝の実施について

厚生労働省では、戦没者の遺族を対象に、旧ソ連・モンゴル地域及び南方の各地に慰霊巡拝の実施を予定しています。実施時期、予定地域、募集人員等の詳細は、お問い合わせください。ただし、参加したことのない遺族を優先するため、過去に参加経験のある遺族についてはお断りする場合があります。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、実施を見合わせるなどの判断を行う場合があります。

問合せ 広島県健康福祉局社会援護課 ☎513-3036

## ① 行政連絡員変更

長い間、町政にご協力いただきました、これまでの行政連絡員の方が退任され、新しく次の方がお世話をしてくださることになりました。(敬称略)

	(前任者)	(後任者)
浜宮地区第4行政連絡員	尾崎 満男	多田 道子
森浜地区第1行政連絡員	森木 洪太	奥田 康郎
森浜地区第5行政連絡員	細川 健	濱本 清衛
平成ヶ浜西地区第3行政連絡員	惣明 芳直	岡本 拓也
横浜二部地区第6行政連絡員	折出 民三	安達 時義
小屋浦二丁目第3行政連絡員	熊野 敏宏	岩本 昭夫